〈平成27年度水防協議会議事録〉

日 時 平成27年4月23日(木) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「カメリア」

出席者 (委員)

青森県県土整備部長 清水 晃 池田 秀行 青森河川国道事務所 建設専門官 陸上自衛隊第九師団 第3部防衛幹部 柳下 智和 青森地方気象台長 本田 耕平 東日本電信電話株式会社 災害対策室長 武藤 忠義 東北電力株式会社 土木統括部長 小野 雅毅 青森県警察本部警備第二課長 成田 裕之 防災消防課 副参事 松田 大 農林水産部農村整備課 課長代理 小林 眞一

(事務局)

防災消防課 農村整備課 漁港漁場整備課 河川砂防課

1. 開会

【司会】

ただ今から、平成27年度青森県水防協議会を開催いたします。皆様、本日は、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、河川砂防課の石川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会長から、御挨拶がございます。

2. 会長あいさつ

【県土整備部長代読】

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素より、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で局地的・短時間に発生する、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨に加えて、台風や長雨による被害が頻発しているところです。昨年も、7月下旬から8月上旬にかけての台風第12号・第11号及び前線による記録的豪雨や、8月20日の局地的豪雨により発生した広島市の土砂災害など、全国各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、特に広島市の土砂災害では74人の方が亡くなるという、甚大な被害が発生しました。

本県においても、8月上旬の前線により記録的な豪雨となり、西北津軽を中心に総雨量が200ミリメートルを超えました。この豪雨やそれに伴う増水により、五所川原市と鰺ヶ沢町では約7千人に避難指示等が発令され、県内各地で約140棟の住家が床上・床下浸水するなどの被害が発生しました。

頻発する集中豪雨や長雨などによるこのような被害を防止・軽減するためには、県民の命を守ることを最優先にした防災インフラの整備のほか、県民一人ひとりが自らの手で災害から地域を守るという防災・減災意識を定着させる取り組みを進めることが必要であると考えます。

県では、「青森県基本計画未来を変える挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして掲げ、安心・安全な県土づくり、地域防災力の向上と危機管理機能の充実を図るため、本県の豊かな景観・環境に十分配慮しつつ、ハード・ソフトー体となった取組を着実に推進することとしております。

本日お諮りする平成27年度青森県水防計画書(案)は、水防法の定めるところにより、洪水 や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として 策定するものです。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げ、挨拶といたします。

3. 各委員の紹介

く省略>

【司会】

議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となること になっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお 願いいたします。

4. 平成27年度青森県水防計画(案)の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

それでは、平成27年度青森県水防計画(案)について、説明をお願いします。

最初に河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課から、平成27年度水防計画書(案)にそって、計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項などについて、ご説明いたします。

表紙をめくって、水防計画書の目次をご覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっています。

第1章においては「総則」

第2章には「水防組織と水防体制」

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」

第4章には「水防施設」

第5章には「雨量、水位及び潮位」

第6章には「重要水防箇所」

第7章には「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」 第8章には「法令規則等」について記載しています。

第9章は新たに「資料編」として、雨量・水位観測所位置図、重要水防箇所図を記載しています。

それではまず、第1章をご覧ください。

「第1章 総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に関係する各主体の責任、津波における留意事項、安全配慮から構成されています。

3ページをお開きください。

「第2節 用語の定義」についてですが、「4.指定水防管理団体」から4ページの「14.浸水想定区域」の説明を、昨年11月の水防法改正と「平成26年度水防計画書作成の手引き」に従い、一部変更しています。

5ページをご覧ください。今年度から新たに「第3節 水防の責任等」を5ページから6ページ にかけて、追加しています。水防に関係する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務 について記載しています。

9ページの第2章をお開きください。

「第2章 水防組織と水防体制」は、第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体(=市町村) それぞれの水防組織と水防体制について、第4節以降に、水防活動、協力及び応援、ならびに費 用負担と公用負担について記載されています。

13ページをお開きください。

県の場合ですが、県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図る ために、知事を本部長とする水防本部を設置することになります。

16ページをお開きください。

県では、河川が基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本 部長である知事または水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中 段の表のとおり、水防配備体制をとることとしています。

17ページには、水防指令の伝達系統図を記載しています。

水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることになります。 20ページをお開きください。

2 1ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

平成27年1月現在、県内の指定水防管理団体は、21ページ表下段に記載のとおり、32団体、 水防要員は、18,017人です。 (昨年から367人減となっています。)

また、22ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

非指定水防管理団体は、表下段に記載のとおり、の8団体、水防要員は、1,444人となっています。昨年から4人減となっています。

27ページをお開きください。

「第5節 協力及び応援」ですが、従来は「(1)河川管理者(国)の協力」のみの記載でしたが、「(2)河川管理者(県)の協力」に関する項目と、28ページの「4. 自衛隊の派遣要請」に関

する項目を追加し、水防に関係する各主体の協力内容を明確に記載することとしました。

続きまして、31ページの第3章です。第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

33ページをお開きください。

第1節では、「気象庁が発表又は伝達する水防活動用注意報・警報・特別警報の種類」について 記載しています。

34ページから41ページにかけて、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しています。

42ページから44ページにかけては、津波に関する注意報、警報の種類及び発表基準を記載しています。

45ページをご覧ください。気象状況は、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災消防課から、県の各機関及び「防災情報ネットワーク」を通じ水防管理団体等へ通知する仕組みとなっています。

46ページをお開きください。

第2節は、「水防警報」について記載しています。

今年度から「1. 安全確保の原則」を追加しています。

水防警報とは、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものです。

ただし、津波発生時や危険を伴う場合の水防活動は、水防活動従事者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならないことから、今回から冒頭に記載しております。

次に、「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・基準についてですが、46ページの表に記載しているとおりです。

次のページの表のとおり、国では、岩木川をはじめとする計7河川を、水防警報を行う河川に指 定しています。

48ページから50ページに、国が水防警報を発した場合の連絡系統図を記載しています。 続いて51ページです。

「県が行う水防警報」について記載しています。

県が水防警報を行う河川は、52ページから53ページの表に記載しているとおり、岩木川水系 浪岡川をはじめとする36河川となっています。

54ページから55ページは、この36河川の発表基準水位を記載しています。発表基準水位について、平成26年度に『避難勧告等の判断基準の見直し』作業を行って整理した結果、36河川のうち25河川において水位の見直しをしています。

なお、表中の備考欄にありますとおり、この後で説明します水位周知河川、洪水予報河川を水防 警報河川としていますので、発表基準水位については、同様に変更となっています。

発表基準水位の変更について、少し、説明させていただきます。

お配りしています資料をご覧下さい。

内閣府は、平成25年6月「災害対策基本法」を改正、更に、平成26年4月に「避難勧告等の

判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (案)」が改訂になり、市町村が発令する避難勧告等の 判断基準についての見直しが行われております。

この改訂内容は、市町村において平成26年度から試験的に運用し、平成27年度に向けて見直 し作業が進められることとなっています。

国土交通省及び県では、この改訂されたガイドラインと整合を図るため、避難勧告等の発令に関する水位の位置付けについて、見直しを進め、平成27年3月に市町村に情報提供したところです。

下の図をご覧になりながら、お聞き下さい。

左側が現行、右側が見直し後になります。

まず、氾濫危険水位の位置付けについてです。

氾濫危険水位は、洪水により家屋等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位ですが、従前は避難に 比較的長い時間を要すると想定し、この氾濫危険水位に達する前に、避難に要する時間及び水位 の上昇量等を考慮して設定した避難判断水位を、避難勧告等の発令の目安としていました。

災害対策基本法の改正により、避難行動として、避難場所への避難のほか、屋内での退避、いわゆる「垂直避難」等の安全確保措置が位置付けられ、退避に要する時間の短縮が予想されることなどを踏まえ、氾濫危険水位を、「市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としての位置付け」に変更するものです。

次に、避難判断水位ですが、氾濫危険水位を避難勧告等の発令の目安に変更したことに伴い、この避難判断水位を、避難準備情報発表の目安としての位置付けに変更します。

氾濫注意水位及び水防団待機水位の位置付けについては変更ありません。

例として、4ページ目の左端欄の西北(鰺ヶ沢)中村川のところをご覧下さい。

左側の現行『避難判断水位 9.00m』が右側赤書き 8.90m に変更となりました。

鰺ヶ沢町では、この中村川において、先般4月3日の豪雨と融雪に伴う水位上昇時に、これらの水位情報を基に、避難勧告の目安である 9.70mに対し、9.53mと接近し増水傾向にあることから、速やかに避難勧告、避難指示を発令し、2つの避難所合わせて、地域住民約70名が避難したところです。

今後も、これらの水位情報を速やかに情報提供することに努めてまいります。

それでは、水防計画書に戻っていただき、

58ページをお開きください。

第3節は、「指定河川洪水予報」について記載しています。

洪水予報は、「<u>流域面積の大きい河川</u>で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」において、洪水のおそれがあると認められるとき、河川の水位情報を一般住民に周知するため、気象庁長官と共同して行う発表を言い、中段の表にその種類や基準等を記載しております。

下段に記載している図をご覧ください。

河川の水位上昇に従い、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報の発表を、3時間後までの 水位・雨量の予測をもとにして、発表します。

59ページをご覧ください。

国土交通省所管では、岩木川をはじめとする4河川で洪水予報を行います。

下の発表基準水位についてですが、岩木川、平川下流、馬淵川下流、高瀬川について、記載して おります。

60ページをお開きください。60ページから62ページにかけて、国土交通省が管理する岩木 川及び平川、馬淵川、高瀬川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。

概要といたしまして、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所から県河川砂防課等を経由して 水防管理団体(市町村)へ、そして一般住民へと伝達されます。

また、共同発表者である青森地方気象台からは、所定の関係機関の他に報道機関を通じて、テレビ・ラジオ等により住民に周知されます。

63ページから70ページにかけては、国土交通省の洪水予報発表形式イメージを記載しており、 一部修正しています。例として、70ページの参考資料の水位危険度レベルの表中の「求める行動の段階」の説明を修正しています。

71ページをご覧ください。

県が管理する河川で、洪水予報を行う5河川の河川名、実施区域及び発表基準水位等について記載しています。

参考として、昨年度の県における発表実績は、

4月4日から5日にかけての融雪による増水、8月6日の豪雨による増水において、馬淵川と十川の2河川で発表しています。

72ページをお開きください。

72ページから75ページにかけて、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川についての洪 水予報伝達系統図を記載しています。

概要といたしまして、河川砂防課から各地域県民局地域整備部、市町村を通じて住民へ周知するとともに、共同発表者である青森地方気象台から、所定の関係機関及び報道機関を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等により住民に周知します。

76ページをお開きください。

76ページから83ページにかけて、県の洪水予報発表形式イメージを記載しています。国土交通省と同様に、参考資料の水位危険度レベル表中の「求める行動の段階」の文章を修正しています。

84ページをお開きください。

第4節には、「水位周知河川と水位到達情報の周知」について記載しています。

水位周知河川とは、<u>洪水予報河川以外</u>の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として、国土交通大臣又は知事が指定した河川のことで、避難等の目安となる水位に達したときに「水位到達情報」として、水防管理者や一般住民に周知する河川を言います。

図をご覧ください。

県が行う「水位到達情報」については、※印1の「氾濫危険水位」に到達したときには「氾濫危険情報」として、また、※印2の「避難判断水位」に到達したとき、「避難判断水位」を下回ったときには「氾濫警戒情報」として発表することにしています。

86ページをお開きください。

86ページから88ページにかけて、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初めとする31河川の河川名と、実施区間及び発表基準水位を記載しています。

参考として、昨年度の県の「はん濫警戒情報」の発表実績は、金木川、中村川など、4河川で計9回となっています。

89ページをご覧ください。

県が所管している河川の水位到達情報伝達系統図です。

県が指定した水位周知河川の水位到達情報は、報道機関及び市町村を通じて一般住民へ周知します。

90ページをお開きください。

90ページから92ページにかけて、県から関係機関への水位到達情報伝達文を記載しています。

93ページをお開きください。

第5節「津波に関する水防警報」について記載しています。95ページの「(2) 津波警報等発表後における津波の到達が予想される場合の水防活動」中段の表に記載しているとおり、気象庁が発表する津波警報等に応じ、水防警報を発表したものとみなすこととし、原則として安全な場所で待機することとしています。

96ページをお開きください。

第6節は、「ダム放流に伴う通報」で、国土交通省が管理する浅瀬石川ダムの通報系統図を記載 しており、次のページから、県土整備部が所管する10ダム、県農林水産部が所管する防災9ダム、利水6ダムついての放流に伴う情報伝達について記載しています。

105ページをお開きください。

水防連絡表について、「青森県防災情報ネットワーク」の防災専用電話の利用方法を記載しています。

また、1 1 0 ページから 1 2 0 ページにかけては、水防用務連絡表を時点修正して記載しております。

続いて121ページの第4章をお開きください。

第4章には「水防施設」として、国、県及び水防管理団体における水防施設について記載しています。

123ページから134ページにかけて、第1節として、県、水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と資器材備蓄状況について記載しています。

また、134ページの第2節「河川防災ステーション」には、昨年度設置された八戸地区河川防 災ステーションを追加しています。

135ページをご覧ください。

「第3節 調達可能水防資材調書」には、水防区域内の一般民家・組合・商店・資材業者等の水 防資材備蓄状況を、時点修正して記載しております。

137ページから139ページにかけては、水防用土取場調書となっております。土取場の所在地および調達可能数量を、それぞれ時点修正して記載しております。

141ページの第5章をお開きください。

第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。

143ページから163ページにかけて、国土交通省、青森地方気象台、県及び東北電力が所管

する雨量観測所について、そして、164ページから179ページにかけては、国土交通省、県 が所管する水位観測所について記載しています。

近年は、最高水位を記録している箇所が増加傾向にあります。

なお、これらの観測所の位置図は、第9章の資料編に掲載しております。

180ページから181ページは、国の潮位観測所について記載しています。

182ページをお開きください。

第4節「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等に登録 するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載しています。

青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防 情報提供システム」を平成23年3月から、運用しています。

183ページの第6章をご覧ください。

第6章では、県及び国直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載しています。

185ページをお開きください。

県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」を A、「水防上重要な区間」をBとして区分しています。

186ページから200ページに、重要水防箇所の箇所表を掲載しています。

なお、これらの箇所について、第9章の資料編に位置図として掲載しております。

続いて203ページの第7章をお開きください。

第7章では、「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」 について記載しています。

ここでは、「第1節 洪水対応」と、「第2節 津波対応」について記載しております。

209ページの第8章をお開きください。

第8章には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類、水防活動実施報告書等に ついて記載しています。

関係法令・規定などについては、管轄部署名の変更等、時点修正をして掲載しています。

289ページの第9章をお開きください。

第9章は、資料編となっております。

以上が、水防計画書の概要と修正点でございます。

今年度も水防法の規定に則り水防計画書の改訂作業を行ってきましたが、不備なところが多々あることかと思います。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導方よろしくお願いいたします。

私からのご説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。次に、農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の野呂と申します。よろしくお願いします。

それでは、農村整備課関係について3点ほど説明させていただきます。

水防計画書(案)、17ページをお願いします。

水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行います。また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「防災ダム担当」、「災害対策担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設け、それぞれ2班体制で任務を行います。なお、地域県民局地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行うこととしています。次に99~102ページをお願いします。

農林水産部所管のダム放流に伴う通報系統をご説明します。

当部が所管するダムは、防災ダムが9箇所、利水ダムが6箇所の計15箇所となっておりまして、 各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めているところです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカなどを用いて住民へ注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としています。

続いて201ページをお願いします。

県内1,848箇所の農業用ため池については、設置地点の状況や下流条件等により緊急度を4 段階に区分し、さらに下流条件や規模、管理状況などでランク分けを行ったうえで、市町村や土 地改良区などに対し、適切な管理を指導しているところです。

また、豪雨や融雪などに伴う出水時には、ランクの高いため池を重点的に点検し、各地域県民局地域農林水産部においてその結果を取りまとめ、農村整備防災班へ報告する体制としており、迅速な状況把握による災害の発生防止に努めています。

なお、平成25年度から26年度にかけて、国の補助事業を活用し、かんがい受益面積0.5ha以上のため池を主として1,273箇所について一斉点検を実施しており、今後、点検結果によりランクの判定等を見直すとともに、得られたデータについては、市町村等へ提供し、管理に活用してもらうこととしています。

以上、農村整備関係の説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

【委員】

東北電力小野と申します。

質問といいますか、ご教示願いたいのですが。

資料1の説明の中で中村川に関してご説明いただいたのですが、避難勧告の目安を避難判断水位から氾濫危険水位に上げたといいますか、それで9.0mから9.7mになりまして、それ

は避難に要する時間の短縮が予想されるというご説明をいただきましたが、赤書きで示されている8.9mに下げたということは、河川管理者様が避難するかどうかの判断する時間を長く、といいますか、中村川の特徴を勘案してそういった検討を早くする、開始を早くするためにそうした、ということでよろしいでしょうか。

【事務局】

この8.9mというのはいわゆる避難所の開設に要する時間を市町村に聞き取りしまして、そのリードタイムを9.7mから差し引いているという状況です。

位置づけが従来の避難判断とかわっておりまして、同一には比べられない、ということになります。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

ほかにございますでしょうか。

【議長】

御質問、御意見がないようですので、平成27年度青森県水防計画(案)については、原案どおりとして、御異議ございませんか。

御異議がないようですので、本計画(案)を、承認することといたします。

その他、事務局より何か情報提供等はありますか。

【事務局】

情報提供させていただきます。

河川砂防課 企画・防災G高田と申します。

さる、4月3日に、鰺ヶ沢町で河川の増水により、避難指示が発令され、指定避難所に、沿川住 民の方々が避難しました。

その際の鰺ヶ沢町の避難勧告等の対応についての実例を紹介したいと思います。

座って説明させて頂きます。

お配りしています資料2をご覧下さい。

2ページに表紙の裏ですが、平成26年に発生した公共土木施設の被害状況を記載しています。 昨年の被災原因となった異常気象としては、表のとおり4件でした。

河川・道路施設合わせて135件、15億6千7百万円の被害でした。

左下の図にありますように主に津軽地方に発生し、特に西北地域が高くなっています。

次の3ページのグラフは、平成8年から平成26年までの、被害件数と被害額の推移を表しています。

昨年は例年と比べて、『被害の少ない年』と言えると思います。

4ページをお願いします。本年4月3日に、鰺ヶ沢町にある県管理河川の中村川が増水し、700世帯、1500人に避難指示が発令され、指定避難所に

7 4 名の地域住民の方々が避難しました。

写真は、その時の出水状況です。川から水があふれることはなかったものの、左側写真の右の建

物の背後では、内水により、12戸の床下浸水が報告されています。

5ページですが、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川として中村川を『水位周知河川』 に指定しています。

避難判断水位 8.9m に達したときには「氾濫警戒情報」を、避難勧告発令の目安となる、氾濫危険水位 9.7m に達したときには、「氾濫危険情報」を、鰺ヶ沢町をはじめ関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知することとしています。

6ページは、青森県が情報提供している『河川砂防情報提供システム』から、4月3日の昼12 時~夜12時までの10分毎の水位データを切り取って表示したものです。このグラフ等を利用 して当日の対応経緯を説明します。

上の表から14時00分に水位が9.00mになって、『避難判断水位』の8.9mを超えたことから、県では、左下の①の引き出しで表示していますように、14時10分に『氾濫警戒情報』を通知しました。

次に、16時00分には、避難勧告発令の目安となる『氾濫危険水位』の9.7mを超える9.71mに達したため、県では③のとおり16時10分『氾濫危険情報』を出しています。町では、②のとおり、それまでの水位の上昇状況から判断し、『氾濫危険情報』発表の約30分前の15時35分に、避難勧告を発令していました。

その後も水位上昇が続いたことから、町は④の16時40分に『避難指示』に切り替え住民に危険を周知しました。

その後、18時50分頃から水位が下降に転じたこと。雨も16時以降降っていないこと等から、 ⑤のとおり、20時40分に避難勧告に引き下げ、『避難判断水位』の8.9mを下回ることが明 らかと判断し、⑥の22時丁度に避難勧告を解除しました。

この経験から、今回の対応は、適確に行われたものと考えております。

7ページですが、今回の鰺ヶ沢町の対応状況から、県で提供している雨量・水位情報は、市町村 災害担当者及び住民も、最短 1 O 分間隔で雨量・水位を確認できることから、水位の現状把握と 水位上昇予測等に欠かせない情報になっていると考えます。

現に、町で開かれた災害対策会議では、この水位・雨量情報を大型スクリーンに映して情報共有 したと聞いています。

また、『氾濫警戒情報』、『氾濫危険情報』を通知することで、報道機関を通じても地域住民に『危険な状況が』周知されることは、大変効果が大きいものと考えています。

国土交通省青森河川国道事務所では、今回もリエゾンとして職員を2名派遣し、災害情報等の情報収集にあたりましたが、県では、初めて鰺ヶ沢道路河川事業所の職員2名が町の『災害対策会議』に入り、情報提供及び情報収集を行いました。

これにより、速やかに本課にも情報が伝達され、現地と共通の情報共有がなされたことは、大変 有意義と考えています。県では人員確保の点からルール化されていませんが、この経験を今後の 水防体制に生かしていきたいと考えています。

以上で終わります。

【議長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。 どうもありがとうございまし た。

【司会】

ありがとうございました。

これをもちまして、平成27年度青森県水防協議会を閉会といたします。 本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。